

サプライチェーン(SC)物流環境ディスクロージャー調査研究 (最終報告)(ポイント)

平成 21 年 7 月

国土交通省 国土交通政策研究所

1. 問題意識・調査研究内容

- ・ 物流に関する環境情報の開示について、既存の法制度が定着していることを踏まえつつ、今後の更なる取組みとして、サプライチェーン全体をとらえて、具体的にいかなることができるか調査研究を実施。
- ・ 具体的には、特定荷主(約 8 百社)を対象としたアンケート調査及びヒアリング(18 社)等を実施。また、消費者(約 3 千人)等を対象としたインターネット調査を実施。
- ・ 国際的に CO2 排出量のディスクロージャーの要請が高まっている中で、日本企業の取組み状況やニーズを明らかにしたことは、我が国で初めての試み。

2. 調査研究の成果

(1) 個別企業ベースから連結企業グループベースでの把握・開示へ

- ・ サプライチェーンに関し、国内の調達物流から生ずる CO2 排出量の把握等の可能性について調査した。

その結果、省エネ法で義務付けられている範囲を越えて、調達物流について CO2 排出量を把握することは、調達先がデータを捕捉し、そこから提供を受ける体制を整備する必要があり、難しいことが判明。(実態上、調達物流について把握している企業は少なく(2 社)、また、調達物流の全てをカバーするものでもなかった。)

- ・ 他方、海外売上高の比率が高い家電・自動車業界等の一部では、物流に関する CO2 排出量の把握等を、個別企業に加え連結子会社についても実施していることが判明。

- ・上記を踏まえ、自主的に、物流に係る情報を区分して CO2 排出量の把握及び開示の取組みを進めるべきと考えられる範囲としては、企業会計基準による連結財務諸表の開示制度の考え方に準じ、連結財務諸表の作成の範囲である子会社(連結子会社)を対象にしていくことを推奨。また、連結子会社まで、その物流から生じる CO2 排出量の開示を行う企業が増えてくれば、結果として、サプライチェーン全体の物流から生じる CO2 排出量の開示につながるものと考えられる。

(2) 海外物流の把握状況及び統一かつ比較可能な計測手法の確立

- ・サプライチェーンに関し、海外物流(国際間輸送及び外国国内)から生ずる CO2 排出量の把握等の可能性について調査した(海外物流について把握している企業(7社)にヒアリングを実施)。

その結果、海外の輸送機関の原単位を使用している企業もあれば、日本国内の輸送機関の原単位を使用している企業もあるなど、統一的で、比較可能な手法が確立されていないことが判明。また、行政へのニーズとして、公的な機関でのルール作りを求める意見もあった。

- ・京都議定書では、国際航空及び国際海運については、国際機関(ICAO 及び IMO)において、CO2 排出の抑制を追求することとされ、国際的な検討が行われている。

しかしながら、企業からニーズのあった、国際航空及び国際海運から生ずる CO2 排出量の算定範囲、算出方法(燃費法、トンキロ法等)の適用の考え方等についての国際的なルール作りの検討は行われていない。

- ・グローバル化が進んでいる日本企業のニーズもあり、また、その国際競争力を強化することに貢献していく見地から、海外の物流から生ずる CO2 排出量の算定範囲や算出方法について、国内企業を対象とした指針作りが必要と考えられる。